（参考様式第３号）

令和　年　月　日

派遣先農業経営体宣誓書

特定機関 宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（以下「指針」という。）第７第１項各号で規定する派遣先農業経営体の要件のいずれにも該当していることを宣誓します。

　なお、指針第７第１項各号で規定する要件に該当しなくなった場合は、速やかに貴特定機関にその旨報告します。

記

宣誓事項（指針第７第１項各号で規定する派遣先農業経営体の要件）

（１）次のいずれかに該当する者であること。

①　過去５年以内に労働者を一定期間以上雇用した経験がある者

　　（雇用した時期：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日　）

②　派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者に派遣先責任者としての業務を行わせる者

　　（講習の名称：

受講した日：　　　年　　月　　日

受講した場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※　該当する項目を丸で囲むこと。

（２）次のいずれにも該当しない者であること。

　　①　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

　　②　出入国若しくは労働に関する法律の規定（④に規定する規定を除く。）（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の５に規定する「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」に係る解釈（以下「解釈通知」という。）第四の２に定める法律の規定）又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

　　③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第50条（第２号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

　④　健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の２若しくは第214条第１項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第１項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第１項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の２若しくは第104条第１項（同法第102条又は第103条の２の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第１項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

　　⑤　心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

⑥　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　⑦　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第16条第１項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して５年を経過しない者

　　⑧　技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。⑬において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

⑨　過去５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者（解釈通知第四の３（１）に定める行為）

⑩　過去５年以内に指針に照らし不正又は著しく不当な行為をした者（解釈通知第四の３（２）に定める行為）

　⑪　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（⑭及び第21条第４号ホにおいて「暴力団員等」という。）

　　⑫　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が①から⑪又は⑬のいずれかに該当するもの

　　⑬　法人であって、その役員のうちに①から⑫のいずれかに該当する者があるもの

　　⑭　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（３）受け入れる外国人農業支援人材に従事させる業務に従事する相当数の労働者を　非自発的に離職させていないこと。

（４）外国人農業支援人材の労働時間、休憩及び休日について適切に配慮すること。

（５）外国人農業支援人材を派遣先農業経営体が保有する住居に住み込みさせる場合にあっては、当該住居における生活環境について適切に配慮すること。

（６）指針第８の規定による報告について適切に対応すること。

（７）適正受入管理協議会が指針第11の規定による現地調査を行う場合には、これを妨げないこと。

（８）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）など本事業の適正な実施に必要な法令の規定を遵守するために必要な措置を講ずること。